

## 第 5 8 事業年度事業計画書

### 1. 基本方針

- (1) 配合飼料価格の変動によって生じる、畜産経営者の損失を補てんすることにより、畜産経営の安定と発展に寄与する。
- (2) 畜産経営者毎の経営内容に応じた、適正な数量契約の締結をはかる。
- (3) 通常補てん準備財産の過不足が生じないよう、計画的に積み立てを実施する。
- (4) 関係機関と連携し、制度の安定運営と改善に努める。

### 2. 事業計画

#### (1) 会議の開催

総 会	1 回
理事会・評議員会	6 回

#### (2) 会費の徴収

契約会員（全農）が、6,820千円（当初年間契約数量トン当たり1円）を令和7年9月末までに納入する。

#### (3) 配合飼料価格差補てん金交付業務

##### ア. 通常価格差補てん金交付業務

契約会員（全農）と締結した基本契約及び数量契約に基づき、業務を遂行する。

##### イ. 異常価格差補てん金交付業務

飼料機構と締結する異常補てん金交付契約に基づき、業務を遂行する。

##### ウ. 契約数量

6,829,361トンとする。（前年対比101.0%）

#### (4) 積立金の徴収

##### ア. 通常補てん積立金

##### (ア) 単価

区 分	トン当たり単価	備 考
通常補てん 積立金	2,400円	加入生産者 800円/トン
		加入2号会員等 400円/トン
		契約会員（全農） 400円/トン（基本分）
		契約会員（全農） 800円/トン（積増分）

(イ) 金額

区 分	金額 (千円)	算 定 基 礎
通常補てん 積立金	16,390,466	契約数量×2,400円/トン

イ. 異常補てん積立金

(ア) 単価

区 分	トン当たり単価	備 考
異常補てん 積立金	240円	契約会員 (全農) 240円/トン

国が飼料機構に令和3年度に交付した補助金230億円に対応する異常補てん積立金を令和4年度から8年度、令和4年度に交付した補助金435億円に対応する異常補てん積立金を令和9年度から13年度、令和4年度に交付した補助金103億円のうち令和4年度第4四半期の異常補てん交付金に対応する異常補てん積立金を令和7年度から8年度に、契約会員(全農)から徴収した上で飼料機構に納入する。

年度毎の積立額は、農林水産省畜産局長が定め、飼料機構が各基金との契約数量に応じて算定した額となる。

(イ) 金額

区 分	金額 (千円)	算 定 基 礎
異常補てん 積立金	1,639,047	契約数量×240円/トン

(「預り金」に該当するため、収支予算書には計上しない。)

(5) 長期借入金の返済

ア. 飼料機構から令和4年度に借り入れた14,210,120千円について、令和10年10月まで、四半期毎に20回均等払で返済する。

イ. 飼料機構から令和5年度に借り入れた3,066,940千円について、令和7年1月以降令和11年10月まで、四半期毎に20回均等払で返済する。

ウ. 年度末の補てん財源に余裕があれば、繰上償還について検討する。

(6) 令和4年7～9月期以降の借入れによる補てん金の返還要請

借入金の返済完了までの間、以下に該当する場合には、畜産経営者に借入金により補てんした金額の返還を求める。

ア. 廃業等の合理的な理由がなく、畜産経営者が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。

イ. 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、畜産経営者が契約数量を大きく減じる場合。

(7) 補てん金の交付

ア. 通常価格差補てん金

現時点では、今後の配合飼料の原料価格の変動幅を予測することが困難な為、交付額は積立金額から借入金返済額を差し引いた12,935,054千円とする。

イ. 異常価格差補てん金

飼料機構から異常補てん交付金の交付を受けたときに、契約会員（全農）に交付する。（「預り金」に該当するため、収支予算書には計上しない。）

(8) 他基金との基金間移動

ア. 借入金の返済が終了し、かつ、財源格差が一定程度縮小するまで、引き続き商系基金との基金間移動を停止する。

イ. 畜産基金との基金間移動については、加入生産者の移動申請書の内容を確認し、承認・不承認を決定する。

ウ. 正味財産（補てん財源－借入金）がプラスになるまで、畜産基金との基金間移動に伴う生産者持ち分財源の移動を行わない。